「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発することはなく、正当な理由なくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、農林水産大臣は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、農林水産関係事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときには、「勧告」を前置せずに発する。

なお、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、農林水産大臣は、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を発する。当該期間中に措置が講じられない場合は、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第12　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

○国土交通省告示第七百十九号

船舶職員及小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第一号、第三号及び第六号の規定に基づき、登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月十日

国土交通大臣　金子　一義

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一区分の欄中「船橋当直三級（航海）」を「船橋当直三級海技士（航海）」に改め、同表中

十四　六級海技士（航海）成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	三月以上	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。

を

十四　六級海技士（航海）成施設　第一種養	四・五月以上	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。
十四の二　六級海技士（航海）養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	三月以上	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。

に

改める。

別表第二第一号㈣の備考以外の部分を次のように改める。

㈣　六級海技士（航海）第一種養成施設及び六級海技士（航海）第二種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数	時間数
1　航海に関する科目			
一　航海計器	講義、演習、実験又は実習	別表第一第十四号によるもの	別表第一第二十二号のうち修業期間が六日以上であるもの
二　航路標識			
三　水路図誌			
四　潮汐及び海流			
五　地文航法			
六　電波航法			
2　運用に関する科目			
一　船舶の構造、設備及び復原性	講義、演習、実験又は実習	別表第一第十四号の二によるもの	別表第一第二十二号のうち修業期間が三日以上であるもの
二　当直			
三　気象及び海象			
四　操船			
五　船舶の出力装置			
六　貨物の取扱い及び積付け			
七　非常措置			
八　医療			
九　捜索及び救助			
3　法規に関する科目			
一　海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令	講義又は演習	二単位以上	十二単位以上
二　船員法及びこれに基づく命令			
三　船舶職員及び小型船舶操縦者法及び海難審判法並びにこれらに基づく命令			
四　船舶法及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令			
五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令			
六　検疫法及びこれに基づく命令			
計		四単位以上	十六時間以上

別表第三養成施設の区分の欄中「別表第一第十四号」の下に「、第十四号の二」を加える。

別表第五を次のように改める。

別表第五　練習船による実習の基準

㈠　三級海技士（航海）第一種養成施設、船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設、三級海技士（機関）第一種養成施設、内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設及び機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設の場合

項目		
練習船の大きさ等	三級海技士（航海）第一種養成施設の場合	総トン数千トン（海上保安庁にあっては八百トン）以上の遠洋区域を航行区域とする練習船又は総トン数千トン（高等学校にあっては三百トン）以上の漁船で甲区域内において従事する練習船であること。
	船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設の場合	
	三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設の場合	
	機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設の場合	

項目		
練習船の大きさ等	三級海技士（航海）第一種養成施設の場合	総トン数千トン（海上保安庁にあっては八百トン）以上の遠洋区域を航行区域とする練習船又は総トン数千トン（高等学校にあっては三百トン）以上の漁船で甲区域内において従事する練習船であること。
	船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設の場合	
	三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設の場合	
	機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設の場合	